

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース 27号

発行：2011年12月5日

連絡先：大和市桜森3-5-3フロントビル1F 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oonm/>

第18回回頭弁論が行われました

横浜国大 田村 明弘名誉教授が 国が主張する「昼間騒音控除」などについて反論



田村 明弘教授

第18回回頭弁論は、11月7日(月)13時30分から横浜地裁101号法廷で開かれました。今回は原告側証人尋問として、横浜国立大学 田村 明弘名誉教授が法廷に立たれました。(傍聴は、支援団体などを含め82名でした) 田村教授は、防衛施設庁：防衛施設周辺コンター作成委員会専門委員としてコンター作成(防衛施設庁方式)に携わられた、我が国の騒音問題に関する第一人者です。証人尋問は、私たち原告弁護団副団長：福田 護弁護士の主尋問から始まり、田村教授はコンター作成を行った委員の一人として、次のように証言を行いました。

1、軍用機飛行場周辺の評価基準「うるささ(W値)」の定め方について 環境庁方式と防衛施設庁方式のコンター(W値)について

W値(WECPNL)は、騒音の評価尺度としてICAO(国際民間航空機構)の提案(=航空機の運航変動の少ない民間空港への対応を主眼)で、日本では環境庁(当時)が「航空機騒音に係る環境基準」を決める際に採用した=環境庁方式W値 一方、一年を通じて運行変動が大きい軍用飛行場周辺における航空機騒音を評価するにあたり、民間空港とは異なる飛行状況を考慮してW値を算出することとした。「航空機騒音は飛行毎に発生する間欠的な騒音であって、それを評価するには、先ず発生ごとの音の大きさと発生回数が重要な要件となる。発生ごとの音の大きさと発生回数を結び付けるのが騒音エネルギーの考えである」=防衛施設庁方式W値

(参考) 環境庁方式W値と防衛施設庁方式W値の比較

項目	環境庁方式WECPNL	防衛施設庁方式WECPNL
基本的考え	1日を評価時間とし、航空機に係る騒音エネルギーを発生時間帯重み付け加算し、24時間で平均する	1日を評価時間とし、航空機に係る騒音エネルギーを発生時間帯重み付け加算し、24時間で平均する
基礎評価尺度	dB(A(騒音レベル)+13することによりPNL(知覚レベル)の代わりとする	dB(A(騒音レベル)+13することによりPNL(知覚レベル)の代わりとする
継続時間補正	最大騒音レベルから10dB低いレベルを超える騒音の継続時間を20秒と固定	最大騒音レベルから10dB低いレベルを超える騒音の継続時間を個別の機種・飛行態様ごとに算定
着陸音補正	なし	ジェット機着陸音に+2dB(A)
発生時間帯補正	1回の飛行を、昼間(7時から19時)は1回 夕方(19時から22時)は3回 夜(22時から翌朝7時)は10回の飛行と見做す	1回の飛行を、昼間(7時から19時)は1回 夕方(19時から22時)は3回 夜(22時から翌朝7時)は10回の飛行と見做す
飛行回数	日ごとの重み付き飛行回数	日ごとの重み付き飛行回数を整理し、上位から10%の回数(N10)
年間のWECPNL	日々のWECPNLのエネルギー平均	N10を用いたWECPNL

2、被告・国の主張する「昼間騒音控除」(国の主張=昼間、仕事や学校などで騒音区域外に出ている人は、昼間の騒音を受けていないのであるから、周辺住民に共通する被害は「夜」だけである)は、昼間騒音控除後のW値が住民の生活環境に影響をもたらす航空機騒音として評価するにあたり、妥当であると実証する資料は全くない。昼間騒音控除後W値を適用することは、住民の騒音影響を過小評価する危険性を持っている。

3、W値は
①昼間、騒音区域にいない人達も含んで算定されていること
②成田空港周辺住民を対象に行った「騒音健康影響調査」(1999年～2000年)の結果からも、在宅時間の長短は住民反応と全く関係ない

③算定の基本的単位が24時間(1日)でなければ意味がないなどと証言し、国の主張に対して真っ向から反論しました。

4、W値の比較
田村名誉教授は裁判所に提出した「意見書」の中で3つのコンターを従来から国が主張している施設庁方式で表すとすると
・環境庁方式でいうWECPNL 7.5Wは、施設庁方式WECPNLのほぼ78～79Wの位置にあると述べている
・昼間騒音控除後のWECPNL 7.5Wは、施設庁方式WECPNLのほぼ81～82Wの位置にある
一方、国の反対尋問に対して田村教授は「例えば、自治体に住民税を払うのに、在宅時間が長いからとか、短いからとか全く関係なく住民税は一律である」と解り易い理論で答えた。

最後に原告弁護団から、国が主張する「厚木基地の公共性」に対する反論の準備書面が提出され、中野弁護団長が補足弁論を行い閉廷した。

中野弁護団長は、準備書面のまとめで『厚木基地を取り巻く状況に鑑みれば、厚木基地の役割は、爆音等の重大な苦痛や被害に苦しむ地域住民に対して、何らの公共性をも主張できるものではなく、むしろ、その存在は地域住民や国民自身が享受すべき「公共性の利益」と背反する存在と言わざるを得ない。』と述べています。

閉廷後、地裁前でミニ集会が開催され、野村弁護士のミニ解説、田村名誉教授から今日の証人尋問での証言について、「騒音に係る環境基準」は「生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持する」ことを目的に定められている。航空機の爆音被害は、まさに人権をないがしろにしたものであるとの思いで陳述したと語られた。私たちがともに本日傍聴された、田村先生のご会室と京都大学：松井利仁教授を紹介させて頂きました。

以上

被告国のWECPNL論の誤りを正す —田村明弘横浜国大名譽教授が証言—

弁護団副団長 福田 護



◇ 被告の主張と本件の争点

WECPNL (W値) —原告の方々はもちろん、厚木基地周辺住民の方々には、この長たらしい航空機騒音評価尺度もおなじみになってきていることでしょうか。新聞などでは、これを「うるささ指数」とも言っていますが、騒音の「うるささ」をどう測るか、どう数字で表すかは、人の感覚を測定する性格をもつことから、かなりむずかしい問題です。そのためですが、この裁判で被告国は、国として自分で採用し、適用してきた軍用飛行場のWECPNLが、適切ではないかのような、おかしな主張を展開してきています。その主張の骨子は、

①軍用飛行場に用いているWECPNL (施設庁方式) は、民間空港に用いているWECPNL (環境庁方式) よりも、騒音回数を上乘せしてW値が高く算出され、基地周辺住民を手厚く保護するものになっている、

②多くの住民は、昼間は勤め等に出かけていて住所にいないから(勤め人論)、住民の「共通の被害」としては昼間の騒音を除外してWECPNLを計算すべきである(被告国は「昼間騒音控除後WECPNL」と命名している)、というものです。

①は、厚木2次訴訟のときから言っていました、②を本格的に言い出したのは厚木4次訴訟からで、全国の基地騒音訴訟でも同様の主張を始めています。そこで、この被告国の誤った主張を正すための証人としてお願いしたのが、このたびの田村明弘先生(横浜国立大学名誉教授)です。

◇ 田村先生はこんな人

田村先生は、建築学の環境分野の専門家として、騒音問題にずっと取り組んでこられた方で、『騒音の評価法』という古典的な文献のなかで航空機騒音の部分の執筆を担当されています。そして、昭和51年から53年にかけて国(防衛施設庁)が、環境基準達成のため、防衛施設周辺の騒音コンターを引くための方法の策定を委託した委員会のメンバーとして、当初から国のためにも貢献なさってきたのでした。最近でも、国の騒音コンター作成基準等を検討する委員会の委員をなさっています。ちなみに、昭和51年といえば厚木1次訴訟提訴の年で、翌年には緑区のフアントム墜落事故が起きています。

感銘を受けたのは、田村先生が、軍用飛行場のコンター作成がきちんと適正にされるように監視し、助言していくことを、ご自分の「使命」とまでおっしゃっておられたことでした。そのためでしょうか、今回の証言に当たっては、しばらく書齋にこもって(奥さまの後日談)、被告の提出した多くの関連資料をご自分で検討・分析し、何回も「意見書」原稿を書き直し、最終的に32頁の詳細な「意見書」を完成していただきました。裁判所での証言は、このような熱心かつ周到な準備の集大成でした。

◇ 田村証言の内容

田村証言では、次のようなことが明確にされました。少し分かりにくいかもしれませんが、全国の訴訟にとっても重要な内容ですので、結論的なことだけご報告しておきます。

(1) 住民の共通の生活の拠点としての地域では様々な住民が様々な生活をしているが、WECPNLは、そのような広がりをもった地域の共通の社会環境単位を等しく暴露する、地域環境騒音の程度を表すものであること、(2) WECPNLのような環境騒音評価尺度は、その地域に住む住民の訴え(住民反応)との関係(量-反応関係)を適切に表せるものであることが最も重要なこと、(3) 施設庁方式のWECPNLは、毎日の騒音状況が大きく変化する軍用飛行場の住民反応を適切に評価するものとして作られ、適用されてきた、適切な尺度であること、(4) 被告国がいう「昼間騒音控除後WECPNL」は、1日のうち昼間8時間の騒音をゼロとしたうえで1日24時間で平均化しようとするもので、地域騒音評価尺度の基本を違えるものであり、WECPNLと称することはできないものであること、(5) それは、ことさらに騒音の程度を低い数値で表し、地域環境騒音の程度を過少評価する危険をもつこと、などです。

◇ 次は松井利仁京都大学教授の証言へ

今回の訴訟では、もう少し専門家のご協力を得る予定を立てています。飛行差止めを求めたり、行政訴訟を提起したりしたことの、理論的裏付けを課題としています。証人採用が決まった松井教授には、航空機騒音による健康被害の問題を中心に、ご証言いただくこととなります。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

第25回 進行協議が開催されました 今後の裁判の進行状況について協議

11月7日(月)の第18回口頭弁論終了後、16時50分から横浜地裁707号法廷で開かれました。協議の上決定したことは次の通りです。

1. 次回 第19回口頭弁論は2012年4月25日(水)13時30分開廷

2. 次回口頭弁論で学者尋問を採用する

①京都大学大学院 工学研究科 松井 利仁 教授(都市環境工学専攻)

・騒音の健康への影響に関して、我が国の第一人者。
・1999年沖縄県が実施した「航空機騒音による健康への影響に関する調査」にも携わられました

②次回口頭弁論では

・航空機騒音が、住民の健康および生活に悪影響を及ぼすこと
・航空機騒音により、高血圧、虚血性心疾患の発症率が高まること
・WHO(世界保健機構)が航空機騒音から住民の健康を守るための基準を示していること
などを立証される予定です。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

第4回 ブロック長会議を開催しました 第三次嘉手納基地爆音差止訴訟団 新川団長をお迎えて



11月19日(土)、第4回ブロック長会議が開催されました。

当日は生憎の大雨と強風の中、主役のブロック長をはじめ、役員・支部長・弁護団74名の方々の参加があり、今回は他訴訟団の活動や基地被害の状況などを学習するため、第三次

嘉手納基地爆音差止訴訟原告団 新川 秀清団長をお迎えて、「沖縄の米軍基地と嘉手納基地爆音差止訴訟について」の講演をメインに開催しました。

開会挨拶の中で、藤田 榮治原告団長は、「今年も余すところ1ヶ月半となった。今年は3・11 東日本大震災という大きな出来事もあり、我が国は重大な岐路に立たされている。我々の裁判も結審に向けて重要な時期を迎えている。原告・弁護団が力を合わせて勝利に向けて頑張ろう」と述べた。

また、中野 新弁護団長は、『日米安保条約には、米国は日本を助けるとどこにも書いていない。安保条約第3条でバンデンバーグ決議の「相互防衛」の主旨が盛り込まれているが、日本は憲法第9条によって米国を武力攻撃から守る能力(戦力)を持たない。従って米国の防衛義務は発生しない。厚木基地の存在は、地域住民や国民自身が享受すべき「公共の利益」に背反する存在であるといわざるを得ない。』と熱く語った。

◆ 新川 秀清 第三次嘉手納基地爆音差し止め訴訟原告団長の講演
「沖縄の米軍基地と嘉手納基地爆音差し止め訴訟について」

I. 米軍基地のなりたち

- (1) 旧日本軍による本土防衛のための軍事基地建設
 - ・昭和18年 北飛行場(旧・読谷飛行場)建設
 - ・昭和19年 南飛行場(現・嘉手納基地)建設
- (2) 「鉄の暴風」
 - ・第2次世界大戦 = 米軍・沖縄上陸作戦による艦砲射撃、
*不発弾処理完了までに、あと80年間はかかる
- (3) 米軍上陸と同時に「銃剣とブルドーザーによる土地接収・基地建設」
- (4) 戦後の沖縄
 - ・平和な島から基地の島へ。島民は帰る土地・家を失う
 - ・戦争の傷跡を引きずっている
 - ・米軍兵士による犯罪 = 様々な事件・事故 → コザ暴動事件など

II. 米軍基地の概況

- (1) 基地の大きさ
 - ・戦後66年の現在、国土面積の0.6%にすぎない沖縄県に在日米軍基地の約74.7%が集中・県土面積の18.8%をしめている
- (2) 嘉手納飛行場(米空軍基地=第5空軍)
 - ・極東最大の空軍基地 = 面積:羽田の約2倍、滑走路:3700m 2本、約200機常駐
 - ・各自治体における基地の占有率
嘉手納町 82.6%、沖縄市 34.5%、北谷町 53.5%、うるま市 7.2%、読谷村 35.8%
 - ・基地が周辺住民33万人に及ぼす被害
街づくりの最大の阻害要因
昼夜にわたる殺人的爆音墜落
墜落・部品落下などの恐怖
米兵による事件・事故
これらの基地被害の根絶を求めて、三次にわたる「嘉手納基地爆音差し止め訴訟」が提起された

III. 嘉手納基地爆音訴訟の歩み

- (1) 第一次訴訟
 - 1982年(昭和57年)提訴
原告602名、後に追加提訴305名が加わり907名となる。
 - 1998年(平成10年)5月16日に及ぶ裁判闘争を経て控訴審判決飛行差し止めは棄却・損害賠償W値75以上を認める。
- (2) 第二次訴訟
 - 2000年(平成12年)3月 原告5,542名で第二次訴訟提訴。
第一次と同じく「静かな夜を返せ」と夜7時から翌朝7時までの飛行禁止を求めて提訴9年の闘いを経て2009年(平成21年)2月控訴審判決
爆音の違法性を認定と国の騒音改善に対する政治的責任が厳しく指摘された。
なお、もっとも危険な基地といわれる普天間基地爆音差し止め訴訟判決に於いても同じく国の責任が指摘されている。
 - 2011年(平成23年)1月 最高裁、飛行差し止めを棄却
- (3) 第三次訴訟
 - 2011年(平成23年)3月27日5市町村 22,058名で原告団結成4月28日沖縄屈辱の日(講和条約発効で沖縄が本土から分離された日)に提訴
10月20日第1回口頭弁論 7人の原告が意見陳述(現在係争中)

IV. これからの闘い

- (1) 裁判の闘い～「静かな夜」を取り返すため、原告団・弁護団、全国訴訟団連絡会議と連帯し、「飛行差し止め」を勝ち取るまで闘う。
- (2) 普天間移設・辺野古新基地建設阻止の闘い～「海外・県外移設」に向けて沖縄県民・全国の支援団体と共闘して、普天間基地の県外移設と辺野古新基地建設阻止を実現する。

◆ 弁護団報告 佐賀 悦子弁護団事務局長



(1) 平成23年中の弁論期日・進行協議の状況
・「3・11東日本大震災」の影響で、口頭弁論は3回開かれた
・原告本人尋問(赤井さん、井殿さん、遠藤さん、浅井さん)
被害状況・爆音に対する思いなど、詳細にわたり証言して頂いた国の反対

尋問は、何を立証しようとしているのか理解がたい

・証人尋問 = 田村 明弘横浜国立大学教授

「W値の定め方 = 防衛施設庁方式の正当性」
「昼間騒音抑制」に対する反論

- (2) 今後の予定
 - ・第19回口頭弁論 2012年4月25日(水) 13時30分～
証人尋問 = 松井 利仁 京都大学教授:健康被害の実態について
 - ・現地検証の実施(日程未定) = 裁判所へ申請
 - ・結審・最終準備書面作成
- (3) 弁護団の活動
 - ・弁護団会議 1月7日～10月24日まで全12回開催
 - ・口頭弁論対応調整、準備書面の調整 など
 - ・「居住状況陳述書」作成の個別対応
 - ・「防音工事実施部屋の解体の事実確認」作業
- (4) 第一審の結審、訴訟全体の終了に向けての準備



事務局からのお知らせ

◆ 「2012年度 原告団年会費」
払い込みのお願い

- ★ 年会費払込用の「払込取扱票」を12月5日(月)頃までに郵送致します。
- ★ 振り込みは、12月26日(月)までに、お近くの郵便局にお振り込み願います。

◆ 「2012年 新春の集い」

- ★ 日 時 2012年1月28日(土) 14時00分～
- ★ 会 場 大和市生涯学習センター 207大会議室
- ★ 内 容 例年、大好評の「空クジなし:大抽せん会」などもりだくさん
- ★ 会 費 お一人1,000円

◆ 「第5回 代議員総会」開催について

- ★ 開催日時 2012年3月4日(日) 13時00分～
- ★ 会 場 ラポール千寿閣(下車駅は小田急町田駅)
- ★ 幹事支部 相模原支部
- ★ 代議員選出など、詳細は決定次第お知らせ致します

◆ 次回「第19回 口頭弁論 期日」

- ★ 2012年4月25日(水) 13時30分～
学者証人尋問を行います
証人:松井 利仁 京都大学教授 「爆音による健康被害の実態について」
- ★ 集合場所、時間:横浜スタジアム前広場 12時30分
- ★ 傍聴の申込等詳細は、追ってお知らせ致します。

◆ 事務所 「年末年始の休日」について

- ★ 12月28日(水)～1月4日(水)の8日間、
事務所はお休みとなります
(*1月5日(木)、6日(金)は平常通り開いています)

町田支部からのお知らせ
朝日新聞記者:伊藤千尋さん講演会を開催
「基地も原発もない世界は可能だ」

厚研主催の講演会(10月22日)で好評を博した、あの伊藤千尋さんを町田支部が、お招きして講演会を開きます。中南米・欧州やロサンゼルス支局の特派員など世界各地の現地取材をしてきた体験からの講演は、聴く人にわかりやすく、新鮮で、感動を呼んでいます。是非もう一度感動に遭遇して見ませんか?

- 開催日時 2012年2月1日(水) 18:30～
(開場 18:10)
 - 会 場 町田市民フォーラム 3Fホール
 - 参加費 ・前売券 500円 ・当日券 700円
 - ・要予約(定員188人で締め切り)
 - 予約先 (携帯) 070-5568-3311
(電話・FAX) 042-726-5326
- 第四次厚木爆音訴訟原告団・町田支部

空母艦載機、厚木基地に飛来

またまた激しい爆音が戻ってくる!!
艦載機の写真・動画をご提供下さい:
抗議・苦情電話を掛けましょう!!



原子力空母「ジョージワシントン」が11月22日(火)横須賀基地に入港しました。
9月19日(月)に出港して、東南アジア諸国との共同訓練、軍事演習、西太平洋海域のパトロールなどを行い2ヶ月ぶりの横須賀入港です。

空母の横須賀入港に先立ち、11月17日(木)、18日(金)19日(土)に艦載機が厚木基地に飛来しました。

特に、19日(土)は早朝8時過ぎからF/A18スーパーホーネットや、EA-6Bブラウナー、E-2Cホークアイ早期警戒機などが2機編隊で5～10分間隔で飛来し、騒音を撒き散らしました。今後の行動は不明ですが、このままクリスマス休暇に入るようですと、年末・年始を挟んで来年5月くらいまでの長期間の停泊となることも予想されます。21日から訓練飛行も始まり早朝から夜遅くまで激しい爆音に見舞われています。

◆ 艦載機の写真や動画を提供して下さい ◆

今私たちは、原子力空母「ジョージワシントン」の艦載機等による厚木基地周辺の爆音被害をなくして「平和で静かな空を取り返す」裁判を闘っています。この記録をいつまでも残すために、艦載機の飛行状況を撮影した写真や動画(DVDやビデオなど)を集めています。原告の皆さんにもご協力をお願い致します。

写真・動画は私たち基地周辺住民が米軍艦載機や自衛隊機によって、被害を受けているさまがわかるように、屋根すれすれに飛行する状況や子どもが耳をふさいで上空をにらみつけている姿などを写したものにしてください。また撮影場所、撮影年月日、撮影時刻を記録しておいて下さい。

事務局にご連絡頂きますようお願い致します。

◆ 爆音がうるさいときは苦情電話・抗議電話を掛けましょう!!

抗議の電話は

防衛省南関東防衛局座間防衛事務所
電話：046-261-4332
防衛省南関東防衛局(横浜)
電話：045-211-3786

苦情の電話は

大和市基地対策課・・・046-260-5310
大和市役所・・・046-263-1111
綾瀬市基地対策課・・・0467-70-5604
海老名市企画政策課(危険管理係) 046-235-4790
座間市渉外課・・・046-252-8307
相模原市渉外課・・・042-769-8207
藤沢市渉外課(代) 0466-25-1111(内線2181)
町田市企画調整課・・・042-724-2103
神奈川県基地対策課・・・045-210-3375



2011年11月30日大和市福田で

訃報

大和第一支部長 **加藤 清一郎さん**逝去



厚木基地前で気勢を上げる加藤さん

かねてから病氣療養中でありました、大和第一支部長 加藤清一郎さんが去る11月8日(火)早晩にご逝去されました。行年72才でした。加藤さんは、永年、爆同役員(組織部長)としてご活躍され、1995年(平成7年)大和市議会議員選挙に当選、特に基地問題、福祉行政にそのお力を存分に発揮されました。爆音訴訟では、第二次訴訟の原告として活躍され、現在進行中の第四次訴訟では、「第四次厚木爆音訴訟実行委員会委員」として原告の募集活動や原告団の結成に力を傾注されました。

原告団では、大和第一支部長の職責をこれまでの経験とその人柄で全うされ、原告団の活動を強力にリードして頂いて来ました。加藤さんのお人柄はいつも和やかで、その優しいことばが心の底まで沁みいるような気持ちを私たちに抱かさせてくれました。加藤さんは爆同での「反爆音・反基地運動」と、四次訴訟での「飛行差し止めの判決を勝ち取る」ことで、厚木基地周辺に「平和で静かな空」が戻ってくることを誰よりも固く信じ、誰よりも強く願っておられました。道半ばで夭折され、無念やるかたない思いであったでしょう。加藤さんのこの思いを実現させ、加藤さんの生前の真摯な活動に報いることが私たちに課せられた務めであると思います。

「防音工事を行った部屋を取り壊した」とアンケートで回答された原告のみなさんへ

一昨年弁護団と原告団とで実施した「防音工事アンケート」で、防音工事を行ったがその部屋を

- ① 家を建て替えるために取り壊した
- ② 家をリフォームするために取り壊した

と回答された原告の皆さんに対して、国は「取り壊し等については、取り壊しの申請が出されていないので、「防音工事を行った部屋は、取り壊したので残っていない」という原告の主張は認められない」と主張してきました。

これに対して、国に指摘された原告の方々、家の建て替えやリフォームで、部屋を取り壊したことを証明することが必要となって来ました。これを怠りますと、「防音工事を行った部屋はまだ残っている」と判断され、不利な判決を言い渡される恐れがあります。そのため

- ◆ 該当する原告の方には、その対応について弁護団から、直接電話等で連絡を致しますので、弁護士の指示に従ってください。

「防音工事はやっていない」とアンケートで回答された原告の皆さんへ

「防音工事アンケート」で「防音工事はやっていない」と回答された原告のうち、一部の原告に対して国は

「防音工事の実績(防音工事補助金台帳)を調査したところ間違いなく防音工事は行っている」と回答してきました。したがって、「防音工事を行った記憶がなくても、国が主張する補助金台帳の記録を覆す証拠」が出せないと、防音工事は行ったと判断されてしまう可能性があります。

- ◆ 該当する原告の方には、弁護団から電話等で「防音工事を行ったかどうか」など、再確認の連絡が直接行きますので弁護士とご相談下さい